

令和2年4月22日

市内高齢者施設施設長 市内介護保険事業所管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部  
介護保険事業課 長

### 市内高齢者施設（従事者）の感染症患者の発生について

昨日、市内高齢者施設の従事者に新型コロナウイルスの感染者（PCR 検査陽性）が発生しました。市保健所とともに当課で現地調査を行うとともに、昨日変更された「濃厚接触者」の定義に従い該当する従事者・利用者が特定され、すでにPCR検査の実施等の措置を講じたところです。

現在、本件に起因して当該施設及び周囲の施設において、サービス提供を休止又は制限する必要までではない状況にありますが、今後も保健所と連携して状況確認を密に行いながら感染を拡大させないよう取り組んでまいりますので、貴職におかれましては、引き続き感染防止に向けて特に次の点について、再徹底・再確認していただけますようお願い申し上げます。

#### ■ 利用者に対して

日頃から「健康状態」や「変化」の有無等を把握するようにお願いします。（例えば、毎日の検温の実施、食事等の際における体調確認、複数の事業所を利用している場合における事業所間の情報共有等）

#### ■ 職員に対して

- (1) 出勤前の「体温計測」と「発熱等の症状の有無を確認する健康観察」を徹底し、症状が認められる場合には出勤を行わないことについて、再度周知を徹底してください。例えば、体温計測は出勤前だけでなく、勤務中も実施することで、万が一従事者が勤務中に発症した場合に、速やかな措置の実施に繋がります。食事や入浴支援などで利用者に接触する前などのタイミングで実施する等、頻度をあげて実施することをご検討ください。
- (2) 従事者が、勤務外でも「3つの密」（＝換気の悪い密閉空間、多人数が密集する場所、近距離での密接した会話）を避けるように徹底してください。家族に陽性反応が出たことで従事者が濃厚接触者となり出勤できなくなるケースが多数発生しておりますので、同居する家族等も「3密を避ける」ことについて、家族等でよく話し合ってもらようよう周知をお願いします。
- (3) 従事中はマスクの着用をお願いします。万が一感染している場合に周囲への拡大防止に繋がります。

#### ■ 健康観察時にチェックするポイント

新型コロナウイルス感染症を発症しても発熱しないケースがありますので、健康観察時には、発熱の有無だけで判断するのではなく、風邪症状であるせき・くしゃみ、倦怠感、味覚障害、体の痛みなど、「普段との違いがないかどうか」を十分に確認するようにお願いします。（発熱がなく体の痛みから発症した陽性例があります）

#### ■ 従事者・利用者に風邪症状等が続く場合の対応

風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が2日以上（※）続く場合、又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談するようにしてください。併せて介護保険事業課にもご連絡ください。

※ 高齢者や基礎疾患等がある場合以外は「4日」ですが、高齢者支援を行っていることから「2日」続く場合に早めに相談してください。

○帰国者・接触者相談センター（電話 043-238-9966 受付：午前9時～午後7時（土日、祝日は午後5時まで）

○介護保険事業課（電話番号は本通知下部に記載。土日祝日に関わらず9時～19時までの間は職員が待機しています。）

#### ■ 施設内の消毒で使用する消毒液について

施設内のドアノブやスイッチなどの消毒は、「消毒液」、「消毒用」などと表示されるなど「消毒」効果がある製品であるかの確認をお願いします。（アルコール製品は濃度が 70～80%程度又はこれよりも濃度が低い代わりに消毒効果のある添加物が入っているもの等に消毒効果があります。）

また、家庭用漂白剤として市販されている次亜塩素酸ナトリウム液を水で薄めて使用することもできます（3月6日付文書でお知らせしておりますが、介護保険事業課ホームページでも確認できます。）。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/documents/20200306.pdf>

（問い合わせ）企画指導班 043-245-5068、事業所支援班 043-245-5062、施設支援班 043-245-5256